

次世代を担う こどもたちに

にしみたか学園 第二中学校体育館が完成

3月14日、にしみたか学園第二中学校に待望の新体育館（屋内運動場）が完成しました。旧体育館は、老朽化が著しく運動スペースが約600㎡、延べ面積が728㎡と狭いため、早期建て替えが求められていました。新体育館は昨年6月に着工し、約4億円をかけて建設しました。

この体育館は、にしみたか学園（第二小学校・井口小学校・第二中学校）としてスタートした小・中一貫校の核となる施設で、児童・生徒の優れた教育の場であると同時に、地域スポーツ・地域防災の拠点として多目的に活用することができる開かれた体育館となっています。

施設の概要

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て



体育館の全景



体育館の内部

延べ面積1千519㎡です。耐震性を十分確保し、災害時には地域の防災の拠点としての役割を担います。

「1階」

アリーナをはじめ、ステージや置庫などがあります。アリーナは、約1千200人収容可能な面積を確保し、バスケコート1面、バレーコート1面またはバドミントンコート4面分を確保できる広さです。また、誰でも円滑に移動ができるように、1階と2階を結ぶエレベーターやステージへと移動が可能となる段差解消機を設置するとともに、だれでもトイレや身障者用シャワー室なども設置し、バリアフリーに配慮した施設になっています。アリーナ面積は約800㎡で市内の小中学校のなかで一番広い体育館です。

「2階」

会議室やスポーツ教室が開催できるオープンスペースも確保しました。さらに、アリー

ナでのスポーツなど多くの方々に観覧できるように、廊下の腰壁をガラス張りにし、また、環境に配慮した整備としては、体育館の屋上にヒートアイランド対策の一環として緑化システム（屋上緑化・壁面緑化）を設置しました。屋上緑化・壁面緑化は、断熱材と同じ効果を発揮し、省エネや冷房コストの低減を図ることができ、また、太陽の強い紫外線などから防水層を保護し、建築物の劣化防止に効果があります。

災害時の避難場所

アリーナは災害時における地域の避難場所として機能し、2階の会議室は防災本部として使用することができ、災害時の照明用非常発電機を設置しました。

↓総務課 ☎内線3223

第二中学校体育館を5月から有料で団体開放 予約開始は4月14日(月)から

- 5月の予約** 4月14日(月)午前9時30分から予約ができます。(先着順)
- 6月の予約** 5月1日(木)午前9時30分から予約ができます。(先着順)
- 7月以降の抽選申込** 利用月の2カ月前の1日～10日まで抽選申込を受け付けます。
- 利用資格** 団体登録が必要です。(すでに団体登録をお済みの団体は必要ありません。フットサルは学校施設の都合で利用できません。)
- 予約方法** 自宅のパソコン・携帯電話・利用者端末(第二体育館・教育センター2階ホール・社会教育会館本館・西社会教育会館・東社会教育会館に設置)から、三鷹市生涯学習施設予約システムを利用し、お申し込みください。

使用料

使用区分	使用料
午前9時～正午	1,800円
正午～午後3時	1,800円
午後3時～6時	1,800円
午後6時30分～9時	1,500円



☞スポーツ振興課 ☎内線3327・3329

教育基本法、学校教育法 などが変わりました

昭和22年に教育基本法が制定されてから約60年が経過し、教育を取り巻く環境が大きく変化するとともに、さまざまな課題が生じています。このような状況から、教育基本法が改正されました。この改正で、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。具体的には、「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現をめざす自立した人間」「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生かす日本人」の育成をめざしています。概要は次のとおりです。

教育の目的・理念

(1)教育の目的・理念は次のように明示しています。

ア 教育の目的として、「人格の完成」「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定

イ この教育の目的を実現するために今日重要と考えられる事柄を「教育の目標」として規定

教育の目標の例

- ・幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体
- ・能力の伸長、自主・自律の精神、職業との関連を重視
- ・正義と責任、自他の敬愛と協力、男女の平等、公共の精神
- ・生命や自然の尊重、環境の保全
- ・伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与

(2)「生涯学習の理念」「教育の機会均等」を規定

教育を実施する際に基本となる事項として、これまでの教育基本法にも定められていた、「義務教育」「学校教育」「教員」「社会教育」「政治教育」「宗教教育」に関する規定を見直すとともに、新たに「大学」「私立学校」「家庭教育」「幼児期の教育」「学校、家庭および地域住民などの相互の連携協力」について規定しています。

教育行政

教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定などについて規定しています。

三鷹市教育委員会においては、これらの改正を踏まえて三鷹市教育ビジョンや基本方針などに示す教育の実現を図っていきます。

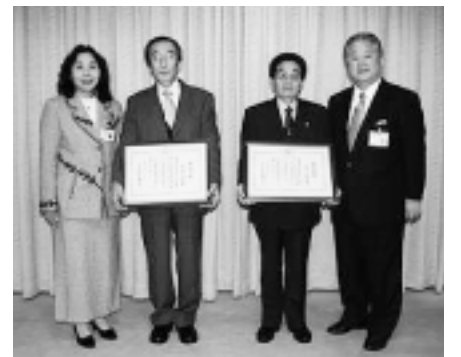
↓総務課 ☎内線3213

三鷹ばやし保存会と 新川囃子保存会に感謝状を贈呈

平成5年2月8日に三鷹市の文化財指定を受けてから15年を迎える三鷹ばやし保存会と新川囃子保存会に、伝統芸能を守り次世代への文化の継承に大きく貢献してきたことを表彰して平成20年2月6日に三鷹市長より感謝状が贈られました。

両団体は、各地区の祭礼をはじめ、イベント、祝賀会などに出演するなど伝統芸能であるお囃子を広め、地域と協力して活動してきました。また、小学校での授業をはじめ、小・中学生の指導など長年に渡り、後継者の育成に努め文化の継承に大きく貢献してきました。

☞生涯学習課 ☎内線3315



三鷹囃子は、大沢に伝わる囃子で、戦前まであった「マンサクシ」(万作師)と呼ばれる芸能集団により、昭和6～7(1931～32)年頃に調布の上石原から伝えられた。

昭和26年、大沢囃子を三鷹囃子と改称し、同年和歌山県下で行われた全国レクリエーション大会の郷土芸能の部に出場、優勝した。その技能の高さを全国に示し、三鷹市の誇れる民俗芸能の一つとなった。

新川囃子は、目黒囃子、連間船橋流の流れを汲む囃子といわれている。

天保年間(1830～43年)または安政年間(1854～60年)に田中忠左(右)衛門(世襲の名)という人に受け継がれ、明治憲法の発布の祝いに牛駒で巡業の道筋(みちすぢ)を建てて演奏したことが伝えられている。昭和7・8年頃までは盛んに演奏されていたが、戦時中一時中断した。その後昭和24～25年に復活し、昭和50年に新川囃子保存会が発足し、現在に至っている。

三鷹囃子

新川囃子

教育委員会事務局の組織が変わりました

4月1日から教育委員会事務局の「施設課」と市長部局都市整備部の「まちづくり建築課」などを統合し、都市整備部に公共施設を一元的に管理する「公共施設課」を設置しました。このことにより、昨年度まで施設課が行っていた大規模工事や耐震工事など一定規模以上の工事は、公共施設課が対応します。また、学校施設の維持補修、営繕など比較的小規模の工事については、総務課に施設係を設置し、対応します。

この組織改正により、教育委員会事務局の組織は5課1室から4課1室(総務課・学務課・指導室・生涯学習課・スポーツ振興課)に変わり、そのほかに三鷹市社会教育会館と三鷹市立図書館を所管します。

☞総務課 ☎内線3213